

令和3年度 第11回 正副会長会

日時：令和3年9月16日（木）
午後2時30分～3時45分
会場：板橋法人会館3階会議室

出	平野、浦田、 森田、長谷川、
席	吉川、坂口

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：浦田総務担当副会長

I. 会長挨拶

II. 議 題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】

2. 審議事項
 - (1) 音楽の絵本について【資料2】
 - (2) ブロック長会議の運営について（案）【資料3】

3. 所管事項報告
 - (1) 総務委員会（9/9）審議結果概要【資料4】
 - (2) 厚生委員会（9/13）審議結果概要【資料5】

4. 報告事項
 - (1) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料6】

5. その他
 - (1) 全法連全国大会の開催形態の変更について

III. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時の場合）

会 議 名	日 時	会 場
正副会長会	10月 7日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	10月21日（木）15:00～15:45	法人会館3階会議室
常任理事会	10月21日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室

令和3年度 第10回 正副会長会 審議結果概要

【令和3年9月2日（木）・平野、浦田、森田、長谷川、吉川、坂口】

1. 審議事項等

(1) 役員等の職務執行に伴う費用の負担について（案）

※従来からの運用を一覧表に整理したうえで、正副会長会で検討してきた変更点を反映させた一覧表を資料として提出、内容を確認した。

※特に意見もなく、10月から適用することに決定した。

(2) 「ブロック長会議」創設の検討

※支部、ブロック間の情報の共有と親睦を図るため、法人会館で支部長とブロック長が集まる会議を設定することとし、会議は会長が召集、総務担当副会長が総司会を務めるとする案が出された。

※様々な意見が出たが、今後、この案の方向で詳細を検討することに決定した。

2. 所管事項報告

※所管事項の報告に先立ち、正副会長会の役割に関する議論が展開され、各委員長は事業内容が大きく変わる場合には、必ず正副に諮るということを確認した。

(1) 社会貢献委員会審議結果概要

※「音楽の絵本」について委員会での検討状況の報告があった。

※前段で、万が一クラスターが発生した場合の責任の所在については、自由参加でなく自身の意思でチケット購入していることから自己責任であることを確認した旨の説明があり、そのうえで委員会での議論の状況の報告があり、正副会長会の判断を仰いだ。

※正副で話し合いの結果、ガイドラインに沿ったコロナ感染防止対策を講じた上で、「音楽の絵本」を実施することに決定した。

3. 報告事項

(1) 令和3年度法人会費の請求及び納入状況について

(2) 令和2年度事業収益及び雑収益の内訳

4. その他

(1) 東法連「税を考える週間協賛講演会」の開催について

※会長は欠席、事業研修税制委員長の代理出席を調整。

(2) 東法連第4ブロック合同会議（11/9）の延期について

(3) 納税表彰伝達式（11/15）の中止について

(4) 税務功労者主税局長表彰式（10/29）の中止について

(5) 板橋製品技術大賞優秀賞（法人会賞）記念品の準備について

※記念品の盾は、昨年と同様（青木メタルの七宝焼きの皿）とすることを決定した。

(6) その他

※ほうじん板橋の表紙の写真募集における謝礼の件は、委員会に持ち帰ることになった。

※ホームページの改善についての意見があった。

※エクセレンスに対する板橋税務署のスタンス（横浜税務署に引き継いだとのこと）についての報告があった。

※9月16日に予定していた常任理事会を理事会に切り替え、交通費の件を審議することを決定した。

音楽の絵本について

「音楽の絵本」は、板橋法人会の代表的な社会貢献活動として、平成23年度から実施しており、本年度で10回目を迎える人気の事業である。

当日の入場者は無論のこと、広報誌やポスターをはじめとする広報媒体を通じて、広く板橋法人会の名を知らしめ、知名度の向上に寄与するとともに、会員も、こうした社会貢献を行っている板橋法人会に、所属する誇りを感じ取れる事業となっている。

1. 共催協定について

「音楽の絵本」は、板橋法人会の社会貢献活動であるが、公益社団法人である信用力とこれまでの実績から、板橋区及び板橋区文化・国際交流財団の共催を得て実施している。

具体的な手続きとしては、通常総会終了後の6月15日、板橋区長あてに共催申請書を提出し、7月12日付で協定を締結。板橋区との協定が整った7月20日に板橋区文化・国際交流財団理事長あてに共催申請書を提出し、7月30日付けで協定を締結した。

2. 協定における分担の概要

区 分	板橋法人会	板橋区、板橋区文化・国際交流財団
責任の所在	公演についての全責任と入場者及び会場の警備について責任を負う。	会場及び付帯設備の確保についての責任を負う。
事業の分担・経費等	①本公演にかかわる出演料 ②プログラム・ポスター・ちらしの印刷経費 ③本公演の企画制作費、運搬・搬出入経費、舞台増員費及び音楽等著作権使用料・舞台専門技術等その他公演に付随する一切の経費 ④板橋区立文化会館内で物品等販売による売上額の10% ⑤その他、本公演に関わる一切の経費	①公演に伴う会場使用料及び付帯設備使用料 ②広報活動（広報いたばし、情報誌ふれあいへの掲載等） ③チケットの印刷経費 ④板橋区立文化会館でのチケット販売経費

3. 協定締結の意義（メリット）

- (1) 会場の優先的な日程確保（本来は抽選）
- (2) 付帯設備を含む会場使用料の免除（法人会として減免を適用したとしても約 39 万円を要する。）
- (3) 区の情報発信力の活用（広報いたばし、ふれあいへの掲載で約 32 万世帯に周知、児童館等区施設でのチラシ配付、区の掲示板、回覧板の活用）
- (4) 区の信用力の活用（参加者への安心感の提供）
- (5) 区の人的支援の確保（区職員が当日会場で事業に従事）
- (6) チケット関連業務からの解放（区がチケット関連業務を代行）

4. 新型コロナウイルス感染予防対策

- (1) イベント関連施設等への要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項及び第 45 条第 2 項）内容
 - 規模要件等に沿った施設の使用を要請
 - ・収容定員の半数まで
 - 営業時間短縮を要請
 - ・営業時間短縮（5時～21時）
 - 特措法施行令第 12 条に規定される各措置の実施を要請
 - ・従業員に対する検査の勧奨
 - ・入場をする者の整理等
 - ・発熱等の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指の消毒設備の設置
 - ・事業を行う場所の消毒
 - ・入場をする者に対するマスク着用周知
 - ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - ・施設の換気
 - ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
 - 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請
 - 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
 - 業種別ガイドラインの遵守

(2) 「音楽の絵本」開催における対応

- 定員 600 名（全席指定・会場定員の半数）
- 開催時間は、午後 2 時から午後 3 時 50 分（開場は午後 1 時）
- 業種別ガイドラインの遵守（興行主：法人会、出演者：ズーラシアンブラス）
- 来場者遵守事項の掲示とアナウンス、握手会及び物販の中止
- もぎりの簡略化、氏名・連絡先の記入
- 入場、退場時における整理の徹底

(3) 新型コロナ感染症に関する法的問題

- イベントの開催事業者には、参加者の健康や安全に配慮してイベントを行う「安全配慮義務」がある。このことは、全てのイベントにいえることであり、法人会が実施する事業で事故が発生した場合には、法人会が賠償責任を負うことも想定される。
- こうした万が一の事故に備え、板橋法人会では、法人会活動における全ての主催・共催事業を対象とした「法人会活動に関わる賠償責任保険制度」に加入している。
- 新型コロナ感染症に関しては、イベント参加者が感染した場合、参加者から「安全配慮義務」を怠ったとして損害賠償を請求される可能性が無いとはいえない。
裁判などで「そのイベントに参加したために感染した」という因果関係が証明された場合、実際に賠償責任を負うことになる。十分な感染予防対策を行えば問題ないが、換気をしなかったり、発熱した参加者の入場を許可したり、主催者側が十分な感染予防策をとらなければ、因果関係が認められる可能性がある。
- なお、法人会に過失があり、法律上の責任が明確であれば「法人会活動に関わる賠償責任保険制度」の適用となるが、保険会社によれば、現在のところ、新型コロナ感染症による保険適用の事例は無いとのことである。

ブロック長会議の運営について（案）

1. 会議の目的

板橋法人会の持続的な発展を目指して、支部及びブロック相互の情報の共有と親睦を図るため、ブロック長会議を開催する。

2. 会議のメンバー

ブロック長会議は、会長、総務担当副会長、ブロック長及び支部長をもって構成する。

3. 開催の時期

ブロック長会議は、年2回程度とし、通常総会終了後及び次年度の事業計画策定時の開催を目安とする。

4. 開催場所

板橋法人会館3階会議室において開催する。

5. 運営方法

(1) ブロック長会議は、会長が召集する。

(2) ブロック長会議の総合司会及び進行は、総務担当副会長がこれにあたる。

(3) ブロック長会議は2部制とする。

①第1部は、ブロック会とし、ブロック長の司会進行のもと、所属する支部相互の情報共有と意見交換の場とする。

②第2部は、全体会とし、ブロック長による情報提供と意見交換の場とする。

6. 事務局

ブロック長会議は、総務委員会の所管とする。

【参考】

○公益社団法人板橋法人会 ブロックの編成等に関する規程

（ブロック長の職務）

第4条 ブロック長は、当該ブロックに所属する支部と緊密かつ円滑な連携のもとに目的の事業を遂行するものとする。

2 ブロック長は、本部役員として、当該ブロックに所属する支部の事業に出席するものとする。

3 ブロック長は、当該ブロックに所属する支部に関する重要なものについて、常任理事会等で報告し、情報の共有化を図るものとする。

4 ブロック長は、事務局と連携し、ブロック別税務座談会の円滑な実施を図るものとする。

(次第案)

令和3年度 第●回 ブロック長会議

日時：令和●年●月●日 (●)
午後5時00分～6時30分
会場：板橋法人会館3階会議室

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○総合司会 浦田総務担当副会長

I. 会長挨拶

会 長 平 野 慎 治

II. 会 議

1. 第1部 (ブロック会)

※ブロックごとに分かれ、ブロック長の司会進行のもと、所属する支部相互の情報共有と意見交換 (全体で30分程度)

2. 第2部 (全体会)

※各ブロック長による情報提供と意見交換(質疑応答を含めて持ち時間10分程度)

- (1) 第1ブロック長【瓜生常任理事】
- (2) 第2ブロック長【須藤常任理事】
- (3) 第3ブロック長【山上常任理事】
- (4) 第4ブロック長【荒木常任理事】
- (5) 第5ブロック長【吉田常任理事】

III. 閉 会

配付資料

・

令和3年度 第2回 総務委員会 審議結果概要

【令和3年9月9日（木）・浦田、武居、高田、土澤、篠、榊原、須賀】

※冒頭で、改選後初めての委員会であるため、委員による自己紹介が行われた。

1. 議題

(1) 令和3年度実施事業 報告

※配付資料には、全体委員会開催以降で追加・変更した項目を赤字で追記している。

※総務委員には、総務委員会所管事業の内容について目を通してもらう事です承された。

(2) 新年賀詞交換会の開催

※開催は、緊急事態宣言が解除される事を前提とする。

※緊急事態宣言解除後の行政によるコロナウイルス対応のレベルに応じて、下記の2つの実施方法を想定する事です承された。

①従来通り（会場定員300名・立食形式）

②出席人数を制限（会場定員150名・着席＝座席指定制）

※緊急事態宣言が継続される事が想定される場合は、式典のみの実施の可能性について検討する。

※開催の是非についての判断は、会場の施設料取消還付期限である11月24日までに行う。

(3) 通常総会開催結果について

※第9回通常総会（令和3年6月9日開催）の開催内容について報告され、了承された。

(4) その他

①総務委員会事業について

※各委員会で次年度以降の事業について見直しを行っていて、総務委員会でも検討を行うが、今回は改選後第1回目の委員会なので、どのような事業を行っているか事業の一覧を確認の後、意見があれば言って欲しい。

※総務委員は、全体委員会で配付された「板橋法人会マニュアル」を確実に読んで、理解してもらいたい。

令和3年度 第1回 厚生委員会 審議結果概要

令和3年9月13日（月） 出席者：森田・大野・檜山・弓座・大橋・深川
※Zoom参加 浅川・山本・金子

※今回の委員会は会場及びZoomを活用したりリモート会議を併用し、実施した。

1. 議題

(1) 令和3年度実施事業報告について

※配付資料には、全体委員会開催以降で追加・変更した項目を赤字で追記している。

※所管事業の内容については、目を通してもらう事です承された。

(2) 板橋法人会福利厚生制度について

※利用状況について、前年度の実績も合わせて申込状況をお示した。

※今年度より始めた事業である「西武園ゆうえんち」は買い取り券であり、現在の利用率は36.2%である。中でも「東京ドームシティの得10チケット」は前年度よりも多くご利用いただいております、好評である。

※緊急事態宣言中（9月13日現在）ではあるが、各施設のチケットや割引補助券については前年同様に会員からお申し込みがある。

※利用実績について委員長より意見を求めたが、特に意見はなかった。

(3) 東法連福利厚生制度創設50周年記念キャンペーンについて

※東法連より法人会役員の方々に向けて、1971年に創設された「経営者大型保障制度」が今年度50周年を迎えるにあたり、法人会の協力3社である大同生命保険・AIG損害保険・アフラックより保険制度推進のご協力の依頼があった。

協力3社の保険制度は事務手数料として全法連から助成金として配賦され、法人会の会費収入に次ぐ収入源となっており、法人会の運営資金として財政面においても重要な役割を担っている。役員の方々にはぜひご理解いただき、保険制度の推進をしてほしい。

(4) 厚生講演会について

※厚生委員会の中では公益事業となる厚生講演会の開催について審議し、下記の通り調整する方向です承された。

①開催時期は令和4年2月頃を予定。

②昨年実施したYouTube配信が見やすく好調であったため、昨年度と同様に後でも見られるようなZoomやYouTubeを利用する開催形式を希望したい。

③テーマはコロナウイルス関連のものではなく、それ以外の健康関係で進めていきたい。

※詳しい内容や講師の選定は、次回の第2回厚生委員会にて行う。

その他 厚生委員会事業について

※板橋法人会の福利厚生制度は今年度から新しく実施している事業が数多くあるため、一覧を確認の上、実際に体験いただき、意見や要望があれば言って欲しい。

来年度に向けてより良い福利厚生制度の検討をしていく。

単位会役員の皆さま

一般社団法人東京法人会連合会
厚生共益事業委員長 高橋 利充

福利厚生制度創設50周年キャンペーンにおける
協力3社との協調による推進施策へのご協力をお願い

平素は法人会福利厚生制度の推進へのご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、全法連では、1971年に創設された「経営者大型総合保障制度」が今年度50周年の節目を迎えることから、2021年・2022年にわたり、福利厚生制度50周年関連事業の一環でキャンペーンを行い、併せて下記施策を実施することになりました。

法人会福利厚生制度は、企業および従業員に特化した多様な保険を取り揃え会員企業を守るための制度です。経営者大型総合保障制度「総合型Vプレミアム」は、50周年記念商品として新設されたもので、役員賠償リスクや新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症等についても補償対象にできます。ビジネスガードは年々時流に合わせた商品を追加しており、選択の幅が広がっております。また、がん保険は、医療技術の進歩に伴い内容を刷新しており、旧保険加入者も最新の治療に対応するための追加や見直しが可能になっております。一度加入を見送られた方も、この機会にもう一度推進員に相談し再検討されることをお勧めいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下、新規先への訪問が難しいこともあり、まずは法人会における制度の重要性にご理解の深い役員の皆様にご協力いただき、福利厚生制度創設50周年を盛り上げていきたいと考えております。

特に本年度新たに役員に就任された皆様には、会員のための素晴らしい法人会福利厚生制度を広めたいというキャンペーンの趣旨をご理解いただき、少額保障からでも加入が可能ですので、是非ご検討下さいますようお願いいたします。

なお、制度推進により協力3社からの事務手数料を原資に全法連から各会に配賦される助成金は会費収入に次ぐ収入源であり、同制度は法人会にとって公益事業等各種事業遂行や会運営など財政面においても重要な役割を担っております。

つきましては、協力3社の推進担当者ならびに営業幹部社員が協力依頼に訪問した際には、よろしくご対応くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら貴台のますますのご発展を衷心よりご祈念申し上げます。

敬具

記

<施策>

1. 福利厚生制度創設50周年キャンペーン特別表彰
キャンペーン目標達成率上位会を表彰
2. 新規加入・追加加入役員および新規加入企業紹介役員に対する感謝状の贈呈
(ア) 功績のあった役員に対し厚生共益事業委員長名の感謝状を贈呈
(イ) 著しい功績のあった役員はキャンペーン推進大会に招待

以上

福利厚生制度創設50周年キャンペーン目標

大同生命保険(株)・AIG 損害保険(株)、アフラック 受託3社の保険商品

○テーマ

全会員企業参加による制度新規加入企業・新契約加入件数過去最高を目指す！

○内容

3制度の加入者の拡大

- ①役員・会員加入率の向上・・・制度新規加入企業の獲得
- ②会員企業を守る制度の推進・・・新契約加入件数（新規・追加）の獲得
- ③全法連目標：令和3年度 「3制度15万ポイント」

加入内容		ポイント
制度新規加入企業1社		2
新契約加入件数1件	50周年記念商品	2
	既存商品	1

※令和4年度は、令和3年度の状況を勘案し新たに目標を設定

・ポイント例

加入区分	50周年記念商品	既存商品	ポイント
制度未加入企業	○		4
		○	3
制度既加入企業	○		2
		○	1

※上記は、1制度に1件加入した場合のポイント

※制度既加入企業例は、同一制度に追加加入した場合のポイント

※制度既加入企業が新たに別制度に加入した場合は、制度未加入企業としてカウント

福利厚生制度創設50周年キャンペーン目標
 <東法連48単位会別>

単位会	目標(ポイント)										
		大型保障			ビジネスガード			がん・医療			
		新規 企業 (社)	Vプレ ミアム (件)	既存 商品 (件)	新規 企業 (社)	既存 商品 (件)	新規 企業 (社)	既存 商品 (件)			
麹町	248	104	6	25	41	85	20	45	59	8	43
神田	620	314	19	76	124	181	42	97	125	10	105
日本橋	623	237	14	57	94	144	35	74	242	11	220
京橋	368	199	12	48	79	104	25	54	65	8	49
芝	500	246	15	59	97	161	36	89	93	6	81
四谷	259	121	7	29	48	93	20	53	45	6	33
麻布	274	117	7	28	46	115	24	67	42	6	30
小石川	308	186	11	45	74	80	19	42	42	6	30
本郷	280	157	10	38	62	75	18	39	48	9	30
上野	462	207	13	50	82	117	27	63	138	14	110
浅草	487	204	12	49	81	145	35	75	138	14	110
品川	457	227	14	55	90	135	27	81	95	10	75
荏原	308	195	12	47	77	71	16	39	42	6	30
大森	439	232	14	56	92	111	23	65	96	8	80
雪谷	426	313	19	75	124	61	13	35	52	6	40
蒲田	453	173	11	42	69	181	39	103	99	8	83
世田谷	309	194	12	47	77	73	17	39	42	6	30
北沢	339	214	13	52	85	74	16	42	51	8	35
玉川	297	164	10	39	65	84	19	46	49	8	33
目黒	360	163	10	39	65	136	32	72	61	9	43
渋谷	546	193	12	47	77	260	60	140	93	9	75
新宿	332	115	7	28	45	145	33	79	72	6	60
中野	330	108	7	26	43	110	23	64	112	13	86
杉並	283	126	8	30	50	96	21	54	61	6	49
荻窪	277	123	8	30	49	77	19	39	77	8	61
板橋	633	156	10	38	62	321	73	175	156	15	126
練馬東	419	211	13	51	84	138	31	76	70	6	58
練馬西	544	381	23	92	151	89	19	51	74	8	58
豊島	751	389	24	94	154	229	50	129	133	14	105
王子	418	196	12	47	78	163	40	83	59	9	41
荒川	368	168	10	40	67	133	30	73	67	6	55
足立	584	287	18	69	114	172	39	94	125	14	97
西新井	578	198	12	48	78	224	56	112	156	8	140
本所	519	191	12	46	76	148	35	78	180	25	130
向島	265	119	7	29	47	73	17	39	73	13	47
葛飾	464	248	15	60	98	142	34	74	74	16	42
江戸川北	895	427	26	103	170	328	79	170	140	20	100
江戸川南	268	131	8	32	52	79	19	41	58	6	46
江東西	324	130	8	31	51	100	23	54	94	16	62
江東東	309	153	9	37	61	83	19	45	73	16	41
青梅	499	260	16	63	103	140	31	78	99	9	81
八王子	522	215	13	52	85	213	44	125	94	12	70
日野	363	117	7	28	47	114	29	56	132	6	120
町田	487	232	14	56	92	132	26	80	123	9	105
立川	622	309	19	74	122	189	44	101	124	14	96
東村山	417	225	14	54	89	127	27	73	65	10	45
武蔵野	447	237	14	57	94	122	27	68	88	12	64
武蔵府中	809	388	24	93	154	327	76	175	94	11	72
東法連合計	21,090	10,000	611	2,408	3,962	6,700	1,527	3,646	4,390	484	3,422

【令和3年度】

県連	3制度合計	目 標 ※									
		大型保障制度			ビジネスガード			がん医療保険等			
		内訳 ※1			内訳 ※1			内訳 ※1			
新規企業 (社)	Vプレ ミアム (件)	既存商品 (件)	新規企業 (社)	既存商品 (件)	新規企業 (社)	既存商品 (件)	新規企業 (社)	既存商品 (件)			
東京	21,090	10,000	611	2,408	3,962	6,700	1,527	3,646	4,390	484	3,422
全国計	150,000	62,300	—	—	—	52,900	—	—	34,800	—	—

※目標単位:ポイント

※新規企業(社)・Vプレミアム(件)は2倍換算します。

福利厚生制度 受託3社 保険商品について

	経営者大型総合保障制度	ビジネスガード (BG)	がん・医療保険
取扱会社	大同生命・AIG	AIG・大同生命 (ハイパー任意 労災のみ)	アフラック・大同生命 (がん 保険のみ)
保険種別	総合型 第一・第二分野 (生命・損害保険) 単品 第一分野 (生命保険)	第二分野 (損害保険)	第三分野 (がん・医療保険等)
契約者	法人	法人	個人
概要	会社・経営者を守る保険。 生損保セットの総合型 (生保= 大同生命 損保=AIG) は法人会 専用。	会社・財産を守る法人会専用保 険。	主として従業員向けの 「生きるための保険」法 人会専用ではない。
発足	昭和46年	昭和59年	昭和58年
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎Rタイプ (無解約払戻型) 10年満期。保障重視で解約返 戻金なし。保険料は低額だ が、更新時に上がる。 ◎Lタイプα (解約払戻金割合 指定型) 長期保障。退職金準備もした いなど希望に合わせた加入 ができる。保険料は高額。 ◎Jタイプ (重大疾病保障型) 保障内容を重大疾病に絞っ た「生きるための保険」保険 料はやや高い。 ◎50周年記念商品「総合型V プレミアム」発売 	<ul style="list-style-type: none"> ◎業務災害総合保険 政府労災保険の上乗せ補償。 50周年記念商品「ハイパーネ クスト」発売 ◎事業総合賠償責任保険 事業に起因する第三者への損 害賠償リスクを補償。 ◎企業財産保険 自由設計可能な企業の火災保 険。特約付帯で震災の補償が 可能。 ◎自動車保険 ノンフリート (9台以下) 契 約、独自特約・サービス。 ◎個人情報漏洩保険 個人情報、マイナンバー等の 情報漏えい時の補償。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生きるためのがん保険 ALL-in がん治療の多様化と長 期化にも対応し、幅広 くまとめて保障するが ん保険。 ◎医療保険 EVER Prime 保障が充実。なのに、ム ダがない医療保険。
加入社数	14.0万社	12.0万社	13.3万社
加入率	19.0%	16.2%	18.0%
手数料収入	62.2億円	20.3億円	12.0億円
収入割合	<ul style="list-style-type: none"> Lタイプ 約73% Rタイプ 約11% Jタイプ 約7% その他 約9% 	<ul style="list-style-type: none"> 業務災害総合保険 約45% 事業総合賠償責任保険 約25% 企業財産保険 約15% 自動車保険 約10% その他 約5% 	<ul style="list-style-type: none"> ALL-in 約60% EVER 約26% WAYS 約14%
その他 (主なもの)	個人保障プラン (収入リリー フ・介護リリーフ等)		介護保険 就労所得保障保険 (給与 サポート保険)

(注) 手数料収入は令和2年度実績 (税込)。全国の法人会の合計

令和3年8月末 会員増減報告書

(1)稼動法人数	12,263
(2)前月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,265
(3)増加数	11
(4)減少数	8
(5)差引	3
(6)当月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,268
(7)加入率	34.8%

(6)における当月会員数の内訳

① 正会員数	3,957
② 正会員以外の会員数(法人)	141
③ 正会員以外の会員数(個人)	170
合計・・・(①+②+③)	4,268

【労働保険事務組合の加入状況】

前月総組員数	247	
増加数	新規入会	2
	既存会員	1
減少数	2	
当月総組員数	248	

※業種により1社で複数の事業場を含む。

増加数内訳	① 勸奨	10
	② 転入	1
	③ 不明他	
(3)合計・・・(①+②+③)		11

(3)における会員種別増加数

① 正会員の増加数	7
② 正会員以外の会員(法人)の増加数	3
③ 正会員以外の会員(個人)の増加数	1
合計・・・(①+②+③)	11

減少数内訳	① 転出	1
	② 休業・廃業 <small>(倒産、吸収合併等による会社消滅も含む)</small>	6
	③ 所在不明	0
	④ 会費未納会員の整理	0
	⑤ 脱会	(イ)メリットなし
(ロ)営業不振		0
(ハ)零細		0
(ニ)不明他		0
小計	1	
(4)合計・・・(①+②+③+④+⑤)		8